京都地方裁判所
受付
2.4.-7
午前 時 分
わ 第 316

令和2年検第1013号

追起訴予定
2.4.下旬ごろ.

起　訴　状

令和２年４月７日

京都地方裁判所　殿

京都地方検察庁
検察官検事　今城　ま

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本　籍
住　居　不定
職　業　農業

求令状

青井　硝子
昭

公　訴　事　実

被告人は，インターネットサイト「薬草協会」を運営していたものであるが

1　　が，みだりに，令和元年７月１６日から同月１７日までの間，京都府京田辺市　　当時の　　方居室において，３－［２－（ジメチルアミノ）エチル］インドール（別名ＤＭＴ）を含有するアカシア・コンフサ根樹皮等に熱湯を加え，攪拌し，ろ過する等して，麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液約６００ミリリットルを製造し

2　前記　　が，法定の除外事由がないのに，同月２３日頃，前記　　方居室において，前記のとおり製造した麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液を飲用し，もって麻薬を施用する

に先立ち，それぞれの情を知りながら，前記インターネットサイトを通じて前記アカシア・コンフサ根樹皮の購入申込みをした前記　　に対し，同月４日頃，ＤＭＴ

を含有する前記アカシア・コンフサ根樹皮にクエン酸及び砂糖等を混ぜた「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」と称するものを，「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」から麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液を製造する方法等を記載した「図解！うまくいく清澄方法」等記載の書面と併せて前記　　方に発送し，その頃から同月１６日頃までの間に，これらを前記　　に受領させ，前記１記載のとおり，麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液を製造させ，前記２記載のとおり，麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液を施用させ，もって前記麻薬の製造及び施用の犯行を容易ならしめて，これらを幇助したものである。

罪　名　及　び　罰　条

麻薬及び向精神薬取締法違反幇助　　同法６５条１項１号，６６条の２第１項，２７条１項，刑法６２条１項